

○宮城県監査委員告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による本住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果（平成28年9月30日付けで請求人に通知）を次のとおり公表する。

平成28年10月7日

宮城県監査委員 工 藤 鏡 子
宮城県監査委員 成 田 由 加 里

第1 請求のあった日

平成28年8月1日

第2 請求人

仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3階
仙台市民オンブズマン代表 原 田 憲

第3 措置請求の内容

できる限り措置請求書の原文に即して記載する。

1 請求の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条1項の規定に基づき、自由民主党・県民会議に対して交付された政務活動費の支出について厳正なる監査を行い、違法不当な部分について、宮城県知事に対し、自由民主党・県民会議から宮城県に返還を求めるなど、宮城県の被った損害を補填するために必要な措置をとるよう勧告することを請求する。

2 請求の理由

(1) 本件請求の概要

自由民主党・県民会議が、平成26年5月から平成28年3月までの間に株式会社K&Kコンサルティングから職員の派遣を受けて、同社に対して人件費総額705万4778円を支払い、この全額について政務活動費から充当したところ、①このように政務活動費を充当することは宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例（平成16年宮城県条例第38号。以下「条例」という。）及び「政務活動費の手引」（以下「手引き」という。）の人件費の充当指針に違反するし、②そもそも株式会社K&Kコンサルティングから職員の派遣を受けることは労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に違反する。そこで、自由民主党・県民会議は違法かつ不当に政務活動費を充当したというべきであり、これにより宮城県に生じた損害を填補すべく必要な措置

平成 25 年 10, 11 月		○			○
平成 25 年 12 月 ー平成 26 年 3 月	○	○			
平成 26 年 4 月		○			○
平成 26 年 5 月 ー平成 28 年 2 月		○	○		
平成 28 年 3 月		○	○	○	
平成 28 年 4 月ー		○		○	

(※ ○は職員一人分を指す。)

(ロ) 中山耕一議員が平成 25 年 11 月に自由民主党・県民会議の幹事長になってから最初の年度末である平成 25 年度末に、自由民主党・県民会議は株式会社スタッフネットとの派遣契約を打ち切り、平成 26 年 5 月以降、株式会社 K & K コンサルティングから職員の派遣を受けるようになった。

自由民主党・県民会議が株式会社 K & K コンサルティングに対して、平成 26 年 5 月から平成 28 年 3 月までに支払った人件費の内訳は、添付の事実証明書記載のとおりである。自由民主党・県民会議が株式会社 K & K コンサルティングに支払った人件費の総額は 705 万 4778 円に及ぶ。

(3) 必要な措置を講ずべきこと

イ 政務活動費の使用用途に関する規制の概要

(イ) 宮城県議会の各会派又は会派に所属しない議員に対して交付される政務活動費は、法第 232 条の 2 に定める補助金であり、法第 100 条第 14 項及び第 16 項、条例、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成 16 年宮城県議会訓令甲第 3 号。以下「条例施行規程」という。）に基づき、公益上必要がある場合にのみ支出がなされるべきものである。

宮城県では、会派に所属する議員一人当たり月額 35 万円の政務活動費が各会派に一律に支出され、政務活動費総額から必要経費を控除して得た額に残余がある場合には、各会派は速やかに、当該残余の額に相当する額を返還しなければならないとされている（条例第 16 条）。そして各会派は政務活動費の適正な使用を確保するために政務活動費の使用について当該各会派に所属する議員を指導監督することが求められている（条例第 11 条）。

政務活動費は「会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政

務活動」という。)に要する経費に対し交付する」と定められており(条例第2条)、今回問題となっている人件費については「会派又は議員が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費」と定められている(条例別表)。

(ロ)そして宮城県議会が平成25年3月に定めた手引きによれば、人件費の具体例として「職員の給料、各種手当、社会保険料、臨時職員賃金等」が挙げられており、充当指針については「生計を一にする親族を雇用する場合を除く。」と定められている。

ロ 労働者派遣事業についての法規制の概要

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいう(労働者派遣法第2条)。

労働者派遣法の平成27年9月30日改正前では、特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業(一般労働者派遣事業)については厚生労働大臣の許可が必要であり(改正前第5条)、常時雇用される労働者だけを労働者派遣の対象として行う労働者派遣事業(特定労働者派遣事業)については厚生労働大臣に対する届出が必要であるとされていた(改正前第16条)。

労働者派遣法の平成27年9月30日改正後では、一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業の区別はなくなり、労働者派遣事業を営む者は厚生労働大臣の許可が必要であるとされるようになり(改正後第5条)、これに反した場合には「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。」(改正後第59条第2号)と規定されている。

いずれにせよ、厚生労働大臣の許可なくし厚生労働大臣に対する届出がなされていなければ労働者派遣業を営むことができないのであって、労働者派遣業を営むことができない者から労働者の派遣を受けることは労働者派遣法に違反する。

ハ 自由民主党・県民会議は違法かつ不当に政務活動費を充当したこと

上記(2)の事情からすれば、以下に述べるとおり自由民主党・県民会議が株式会社K&Kコンサルティングに対して支払った人件費について政務活動費を充当したことは、①条例及び手引きの人件費の充当指針に違反するし、②労働者派遣法に違反するのであるから、違法かつ不当であるというべきである。

(イ)株式会社K&Kコンサルティングに対する人件費について政務活動費を充当することは、「生計を一にする親族を雇用する場合」と同様であること

A 人件費は「会派又は議員が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費」であり、手引きは「生計を一にする親族を雇用する場合」については政務活動費を充当すべきでないとしている。本件では自由民主党・県民会議が行う政務活動を補助する職員についての人件費が支出されているところ、本件のように会派が行う政務活動を補助する職員が「生計を一にする親族」に当たる場合とは、規定の文言からすれば、当該会派所属の議員と「生計を一に

する親族」である場合であると考えるほかない。

このように手引きが、会派が行う政務活動を補助する職員が当該会派所属の議員と「生計を一にする親族」である場合に、その人件費について政務活動費を充当することを禁止した趣旨は、政務活動費が県民の税金から支払われていることに鑑みて、県民の目から見て議員が税金を不当に利得していると疑われないようにして、公正らしさを担保することにあると考えるべきである。すなわち、会派が行う政務活動を補助する職員が当該会派の議員と「生計を一にする親族」である場合には、当該議員がその職員の人件費の金額の会派の決定について影響力を行使する結果、人件費の金額がお手盛りで決められることとなって、議員が税金を不当に利得することになるのではないかという県民の疑惑を招き、公正らしさを担保することはできないこととなるため、会派が行う政務活動を補助する職員が当該会派所属の議員と「生計を一にする親族」である場合にはその人件費について政務活動費を充当することを禁止したのである。

手引きの規定を解釈適用する際には、上記のような手引きの趣旨を十分に踏まえなければならない。

B 本件では、平成26年5月以降株式会社K&Kコンサルティングから派遣されて、自由民主党・県民会議の政務活動を補助する業務を行っていた職員の人件費について政務活動費が充当されているところ、当該職員と中山耕一議員が「生計を一にする親族」の関係にあるのかどうかは現段階では判明していない。しかし、株式会社K&Kコンサルティングの唯一の取締役は中山耕一議員の同居の妻であって「生計を一にする親族」である〇〇〇〇氏であるのである。そうすると、自由民主党・県民会議から当該職員について支払われた人件費は株式会社K&Kコンサルティングに入金されて同社の利益となり、結果として〇〇〇〇氏の報酬という形で同氏の懐を潤すこととなるのである。

他方、中山耕一議員は平成25年11月から自由民主党・県民会議幹事長に就任し、自由民主党・県民会議の会派運営について重要な権限と責任を有する立場にあったのであるから、自由民主党・県民会議における人件費の支出先、金額を決定するにあたって極めて大きな影響力を行使し得た。

このような立場にあった中山耕一議員が自由民主党・県民会議の幹事長に就任してから最初の年度末である平成25年度末に、自由民主党・県民会議が、それまでの派遣元である株式会社スタッフネットとの契約を打ち切り、株式会社K&Kコンサルティングに職員の派遣元を切り替えたことからすれば、中山耕一議員が自由民主党・県民会議の人件費の支出先、金額の決定について幹事長としての影響力を行使し、株式会社K&Kコンサルティングに職員の派遣元を切り替えたうえ、同社に対する人件費の金額をお手盛りで決めて、同社の唯一の取締役にして中山耕一議員の妻である〇〇〇〇氏を通して税金を不当に利得しているのではないかという疑いが生じることとなる。

C 以上述べたように、自由民主党・県民会議が平成26年5月以降、株式会社K&Kコンサルティングから職員の派遣を受けて、同社に対して支払った人件費に政務活動費を充当することは、会派が行う政務活動を補助する職員が当該会派所属の議員と「生計を一にする親族」である場合に、その人件費について政務活動費から充当することを禁止した手引きの趣旨に真っ向から反することになる。

このように手引きの趣旨に真っ向から反する政務活動費の充当は到底認められるべきではないのであるから、本件の政務活動費の充当は「生計を一にする親族を雇用する場合」と同様であるとして、手引きに違反するというべきである（法律解釈において、当該規定に明文上抵触しない事象についても、当該事象が当該規定の趣旨からして当然認められるべきでないと言える場合には、当該規定の趣旨から類推して当該事象は当該規定に違反すると解釈することはよくあることであることを付言する。このような解釈方法を類推解釈ないし勿論解釈という。）。

(ロ) そもそも株式会社K&Kコンサルティングから職員の派遣を受けることは労働者派遣法に違反すること

A 上記第2で述べたとおり、自由民主党・県民会議の政務活動を補助する業務を行っていた職員は常時2名いるところ、これらの職員は自由民主党・県民会議の指揮命令のもとで労働に従事していたというべきである。これらの職員は、多くの場合、株式会社スタッフネット等の厚生労働大臣から労働者派遣事業の許可を受けた事業者から派遣されていたのであるし、派遣の職員が不在のときにはアルバイトが雇用されていたのであるから、これらの職員は自由民主党・県民会議の指揮命令を受けていたと考えられるのである。

したがって、平成26年5月以降株式会社K&Kコンサルティングから派遣されて自由民主党・県民会議の政務活動を補助する業務を行っていた職員についても、同時期に株式会社エキスパートエージェンシーから派遣されていた職員と同様に、自由民主党・県民会議の指揮命令のもとで労働していたというべきである。

B そうすると、自由民主党・県民会議が株式会社K&Kコンサルティングから職員の派遣を受けて、自らの指揮命令のもとで労働させることは、「派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、派遣先のために労働に従事させること」になるのであるから、労働者派遣法により、株式会社K&Kコンサルティングは厚生労働大臣の許可ないし厚生労働大臣に対する届出をしていなければならないはずである。

しかしながら、株式会社K&Kコンサルティングは、一般労働者派遣事業について厚生労働大臣の許可を受けていないし、特定労働者派遣事業について厚生労働大臣に対する届出もしていない（甲2）。

したがって、自由民主党・県民会議が株式会社K&Kコンサルティングから職員の派遣を受けて会派の政務活動を補助する業務を行わせることは労働

者派遣法に違反することとなる。

C 法第2条第16項は、「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」と定めており、同法第242条第1項に規定されている「違法」とは、文字通り法令の規定に違背することをいうとされている（甲3の874頁）。そうすると、労働者派遣法に違反することは同法第242条第1項「違法」に当たるといふべきである。

また、同法第242条第1項「不当」とは、行政上実質的に妥当性を欠くこと又は適当でないことをいうとされている（甲3の874頁）。労働者派遣法上の許可ないし届出のない事業者から労働者の派遣を受けることは労働者派遣法違反を推進することとなるところ、労働者派遣法違反が推進されると派遣労働者の保護、雇用の安定、福祉の増進といった労働者派遣法の趣旨（同法第1条）の達成が阻害されることとなるのであるから、法律の趣旨の実現に尽力すべき地方公共団体自身が労働者派遣法の趣旨の達成を阻害することとなっており、妥当でないことは明らかである。したがって、労働者派遣法に違反して労働者の派遣を受けることは「不当」であるといふべきである。

（ハ）小括

以上のとおり、自由民主党・県民会議が株式会社K&Kコンサルティングに対して支払った人件費に政務活動費を充当したことは、①条例及び手引きの人件費の充当指針に違反するし、②労働者派遣法に違反するのであるから、違法かつ不当であるといふべきである。

なお、自由民主党・県民会議から株式会社K&Kコンサルティングに対して支払われている人件費には社会保険料の会社負担分や社会保険等事務手数料が含まれており、これらについても政務活動費が充当されている。しかし社会保険料の会社負担分はまさに株式会社K&Kコンサルティングが負担すべきものである。社会保険等事務手数料についてはそもそも従業員の社会保険事務は会社が当然負担すべき業務であって、政務活動費を充当すべき費用ではないはずである。これらについては手引きの充当先の例にも含まれていないのであるから、これらに政務活動費を充当することは手引きに一義的に違反することを付言する。

（４） 結語

以上述べてきたように、本件は、現在宮城県議会議長という重責を負う中山耕一議員が自由民主党・県民会議の幹事長に就任してから、自由民主党・県民会議が平成26年5月から平成28年3月にかけて、中山耕一議員の妻が唯一の取締役を務める株式会社K&Kコンサルティングから職員の派遣を受けて、同社に対して人件費総額705万4778円を支払い、この全額について違法不当に政務活動費から充当したというものである。

本件においてとりわけ悪質なのは、中山耕一議長と〇〇〇〇氏との間に、自由

民主党・県民会議と株式会社K&Kコンサルティングを介在させて、「生計を一にする親族」に対して政務活動費が流れていることが直ちに分からないように見せかけて、手引きの規制を潜脱しようとした点にある。このように手引きの規制を潜脱する企みがまかり通ると、手引きの規制が意味を持たなくなるのであるから、厳しく非難されるべきである。

本件の問題の大きさに鑑み、監査に当たっては、中山耕一議員、〇〇〇〇氏、株式会社K&Kコンサルティングの従業員ら関係者から、株式会社K&Kコンサルティングに会社としての実態があったのか、株式会社K&Kコンサルティングに支払われた政務活動費が会社内でどのように流れていたのかなどについて綿密に事情を聴取するとともに、その弁解を裏付ける客観的資料（会計帳簿、銀行の振込明細、領収証等。なお、原本資料を必ず確認されたい。）等を提出させて調査し、適切に事実認定することを求める。

そして単に自由民主党・県民会議に政務活動費の返還を求めるだけでなく、手引きの規制を潜脱したという事案の悪質さに鑑みて自由民主党・県民会議に対して政務活動費の充当時からの利息の支払いも求めるべきである。

さらに政務活動費の不正支出の原因を解明し、宮城県議会における政務活動費の不正支出の問題を解決するための抜本的な対策を検討することを求める。

3 添付資料

- (1) 事実証明書（株式会社K&Kコンサルティングへの支払一覧表） 1通
- (2) 株式会社エクスパートエージェンシーへの支払一覧表 1通
- (3) 甲各号証 各1通

甲1 株式会社K&Kコンサルティングの登記情報

甲2 厚生労働省職業安定局運営にかかる人材サービス総合サイトにおいて「株式会社K&Kコンサルティング」を検索した結果

甲3 松本英明「新版 逐条地方自治法」（学陽書房、平成13年）抜粋

第4 監査委員の辞退及び請求の受理等

- 1 齋藤正美監査委員及び坂下賢監査委員については、本件監査を辞退したい旨の申出があり、両監査委員は、本件監査に携わっていない。
- 2 議会の会派又は無会派議員（以下「会派等」という。）に交付された政務活動費は、知事の管理を離れ、公金に該当しないことから、会派等による政務活動費の支出は、法第242条第1項の「公金の支出」に該当しない。したがって、本件請求は、会派等の政務活動費の支出に違法なものがあり、知事は、会派等に対する不当利得返還請求権が発生しているにもかかわらず、これを行使しないという「違法または不当に財産の管理を怠る事実」があり、これについて監査及び措置を請求しているものとして、次の3に記載するものを除き、受理することとした。

- 3 請求人は、監査委員に「政務活動費の不正支出の原因を解明し、宮城県議会における政務活動費の不正支出の問題を解決するための抜本的な対策を検討することを求める」としているが、法第242条第1項に規定する住民監査請求は、財務会計行為に係るものに限定されるものである。

以上のことから、制度全般に係る措置の請求は、不適法なものであるから、これを却下する。

第5 監査の実施

1 監査の対象事項

請求人が摘示している、自由民主党・県民会議が、平成26年5月から平成28年3月まで、株式会社K&Kコンサルティングから職員の派遣を受けたことに対し、人件費総額7,054,778円を支払い、この全額について政務活動費を充当したことについて、条例、条例施行規程及び手引きで定める政務活動費を充てることができる範囲（以下「使途基準」という。）に違反しており、知事に不当利得返還請求権が発生しているがこれを行行使しないという、「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」が存するか否かについて監査を行うこととした。

2 監査対象箇所等

知事の補助執行者として平成26年度以降の政務活動費の会派等への交付の事務を行った議会事務局を監査対象箇所とした。

また、政務活動費に係る収支報告書及び証拠書類の写し等の調査を行うとともに、自由民主党・県民会議会長及び株式会社K&Kコンサルティングを、法第199条第8項の規定による関係人として調査を実施した。

3 請求人による証拠の提出・陳述、補充書面の提出

法第242条第6項の規定に基づき平成28年8月30日に実施した請求人による証拠の提出及び陳述において、証拠（意見陳述書等）の追加提出があり、措置請求書を補足する陳述が行われた。できる限り提出された原文に即して記載する。

(1) 意見陳述書

請求人は、平成28年8月1日付で法第242条1項の規定に基づいて請求した宮城県知事措置請求について、以下のとおり意見を陳述する。

すでに宮城県知事措置請求書において詳述したように、自由民主党・県民会議が、平成26年5月から平成28年3月までの間に、株式会社K&Kコンサルティングから職員（以下「A氏」という。）の派遣を受けて、同社に対して人件費総額705万4778円を支払い、この全額について政務活動費から充当したことについて、①中山耕一議員の妻が唯一の取締役を務める株式会社K&Kコンサルティングに支払う人件費について政務活動費を充当することは、手引きにおいて人件費の充当指針について定められている「生計を一にする親族を雇用する場合」と同様であること、②そもそも株式会社K&KコンサルティングからA氏の派遣を受けることは労

働者派遣法に違反することから、違法かつ不当に政務活動費を充当したというべきであり、これにより宮城県に生じた損害を填補すべく必要な措置・勧告を求めるものである。

請求人が意見を陳述するにあたっては、自由民主党・県民会議による政務活動費の充当が違法不当であることを根拠づける2つのポイントごとに、これまで中山耕一議員ないし自由民主党・県民会議が報道陣に対して行った弁明に対して請求人の主張を補充するとともに、監査委員において今後調査すべき内容について陳述することとする。

イ 手引きの趣旨を実質的に考慮する必要があること

(イ) 中山耕一議員ないし自由民主党・県民会議は、本件について、自由民主党・県民会議と株式会社K&Kコンサルティングとの間の業務委託契約であることをもって、手引きが規定する「生計を一にする親族を雇用する場合」には当たらないと主張している。

(ロ) しかしながら、本件はこのように形式的に考えて結論を出してよい事件ではない。このように形式的に考えて結論を出すことを許せば、議員と親族との間に自由民主党・県民会議と会社が介在すれば、「自由民主党・県民会議⇒会社⇒親族⇒議員」という流れで政務活動費が流れる仕組みが作られることを許すことになってしまうのであるから、全く妥当ではないことは明らかである。

住民監査請求書において詳述したとおり、本件の仕組みからして、中山耕一議員が自由民主党・県民会議の人件費の支出先、金額の決定について幹事長としての影響力を行使し、株式会社K&Kコンサルティングに職員の派遣元を切り替えたうえ、同社に対する人件費の金額をお手盛りで決めて、同社の唯一の取締役にして自らの妻である〇〇〇氏を通して税金を不当に利得しているのではないかという疑いが生じているのである。このように会派が行う政務活動を補助する職員が当該会派所属の議員と「生計を一にする親族」である場合にその人件費について政務活動費を充当することを禁止した手引きの趣旨に真っ向から反している事態が生じているのであるから、手引きに違反し違法不当な支出があったことを前提に、政務活動費が「自由民主党・県民会議⇒K&Kコンサルティング⇒中山耕一議員の妻⇒中山耕一議員」という一連の流れの中でどのように還流していたのか実態の解明を行うべきである。

ロ 勤務実態を考慮する必要があること

(イ) 中山耕一議員ないし自由民主党・県民会議は、本件について、自由民主党・県民会議と株式会社K&Kコンサルティングとの間の業務委託契約であること、労務管理及び指示命令についても自由民主党・県民会議は行っておらず、株式会社K&Kコンサルティングが労務管理と業務の指示命令を適宜行っていたことを説明し、労働者派遣法には違反していないと主張している。

(ロ) まず、A氏が業務委託契約に基づいて業務を行っていたとしても、労働者派遣法の適用を受けるのかどうかは誰の指揮命令に基づいて業務を行っていたの

かという実態によって判断されることである。

そして、自由民主党・県民会議と株式会社K&Kコンサルティングとの間で取り交わされたという業務委託契約書によれば、業務内容について、政務活動費の支出に関する報告書の精査、会派役員の指示に基づく政務活動費の支出と定められている（第1条）。この規定によれば、自由民主党・県民会議の会派役員ないし所属議員の指示に基づいて、A氏は仕事をしていたことになるはずである。自由民主党・県民会議の会派役員ないし所属議員が株式会社K&Kコンサルティングの取締役である中山耕一議員の妻に指示をして、中山耕一議員の妻がA氏に指示をするという二度手間となるとは考えられないからである。

また、政務活動費の支出に関する報告書の精査、会派役員に指示に基づく政務活動費の支出という業務は、自由民主党・県民会議の所属議員との密接なコミュニケーションを要する業務である。そうすると、A氏は自由民主党・県民会議の所属議員と密接なコミュニケーションをとりながら、議員の指示を受けながら業務をしていたと考えられる。したがって、A氏は自由民主党・県民会議の会派役員ないし所属議員の指揮命令を受けながら業務を行っていたのではないかと考えるのが自然である。

さらに、自由民主党・県民会議は、もともと2名の職員を派遣で受け入れていたし、A氏が退職した後も2名の職員を派遣で受け入れるようになっている。そうすると、A氏の場合業務委託と言いながらも、実体はまさに派遣労働であったのではないかと考えるのが自然である。

よって、A氏の勤務実態を解明して、自由民主党・県民会議は実質的に、株式会社K&KコンサルティングからA氏の派遣を受けていたのではないのか調査すべきである。

ハ 監査のあり方について

(イ) 会派の人件費に政務活動費を充当できるのかに関して、いかなる立証を会派に求めるべきかについては、仙台市議会の会派の人件費について判示した仙台高等裁判所平成28年6月22日判決を参考にすべきである。

同判決は、会派の職員がどのような業務に従事していたのかの立証について、「議員が行う活動は極めて広範かつ多岐にわたるものであり、また、その多くの活動に関してこれを補助する職員の活動を一般的に伴うことは明らかである。したがって、会派又は議員により雇用された職員は、一般的、外形的事実からは、調査研究活動に係る業務以外の業務にも従事するものと推認するのが相当である。そして、会派又は議員の人件費に係る政務調査費の支出について、上記推認を否定して、雇用した職員が、専ら又は特定の割合において調査研究活動に係る業務に従事していたと認めるためには、職員が従事した業務が調査研究活動に係る業務である旨を説明するのみでは足りず、当該業務が実際に調査研究活動に該当するものであることを判別し得る程度に、業務の具体的な内容及びこれに従事した日程を併せて明らかにする必要がある、またその真実性を疑うに足りる疑義

が提起された場合には、これを否定するための相応の立証も要する・・・と解すべきである。」としている（甲４）。

- (ロ) 本件でもA氏の業務内容がいかなるものであったのか問題となっているのであるから、上記判決の理屈が妥当するというべきである。したがって、A氏の業務内容を監査するにあたっては、単に中山耕一議員や自由民主党・県民会議の事情を聴き取るだけでなく、A氏の業務の具体的な内容を示した勤務表、活動報告書等を徴求するべきである（詳細は別紙調査事項一覧表記載のとおり。）。
- (ハ) また、本件の仕組みからして、中山耕一議員が自由民主党・県民会議の人件費の支出先、金額の決定について幹事長としての影響力を行使し、株式会社K&Kコンサルティングに職員の派遣元を切り替えたうえ、同社に対する人件費の金額をお手盛りで決めて、同社の唯一の取締役にして自らの妻である〇〇〇〇氏を通して税金を不当に利得しているのではないかという疑いが生じているのであるから、中山耕一議員や自由民主党・県民会議の説明の真実性を担保するためには上記判決が求める会派の立証の水準が妥当するというべきである。したがって、単に中山耕一議員や自由民主党・県民会議から事情を聴き取るだけでなく、別紙調査事項一覧表記載のとおり、客観的証拠を中心に綿密に調査を行うべきである。
- (ニ) 以上の考えに基づいて、監査委員において調査すべき事項を別紙調査事項一覧表にまとめたので、今後実施する綿密な調査にお役立ていただきたい。そして中山耕一議員ないし自由民主党・県民会議が調査を拒んだり、不合理な説明に終始したりする場合には、相応の立証がなされたとは言えないのであるから、違法・不当に政務活動費を充当したと認定すべきである。

添付資料

別紙 調査事項一覧表

甲４ 仙台高等裁判所平成２８年６月２２日判決 １通

第６ 監査の結果

１ 事実関係の確認

監査対象箇所である議会事務局職員からの聴取り及び関係書類調査の結果、次の事項を確認した。

自由民主党・県民会議が、平成２６年５月から平成２８年３月まで、株式会社K&Kコンサルティングに対し、人件費総額７，０５４，７７８円（振込手数料２１，６００円を含む。）を支払い、この全額について政務活動費を充当したことを確認した。（別紙１参照）

なお、上記の７，０５４，７７８円のうち、２６，１５２円（平成２６年度分１３，３１５円、平成２７年度分１２，８３７円）について、平成２８年９月７日付けで収支報告書が修正され、同月９日に返還、同日付けで県が収納したことを議会事務局関係書類及び宮城県財務総合管理システムにより確認した。（３－（３）に記載のとおり。）

2 関係人（自由民主党・県民会議会長）の主張及び調査結果

(1) 関係人（自由民主党・県民会議会長）の主張

平成28年8月12日付けで自由民主党・県民会議会長から監査委員に対し、「住民監査請求にかかる資料」（「住民監査請求にかかる説明（配布資料）」（以下「配布資料」という。）、「業務委託契約書」、「雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）」及び「業務委託契約に係る収入・支出に関する証明について」を含む。）が提出された。以下、配布資料について、できる限り原文に即して記載する。

イ 「株式会社K&Kコンサルティング」を契約相手先とした経過について

A氏の給与ベースを上げること、A氏の「社会保険への加入」に対応する必要があったこと、政務活動費としての支払総額をできるだけ抑える考えがあったこと、以上の条件をかなえるために、会派としては、利益を得ないことについて了解を頂いていた「株式会社K&Kコンサルティング」を業務委託契約の相手先としたものであります。

ロ 手引きの「人件費」の説明にある「生計を一にする親族を雇用する場合を除く。」の規定に反しているのではないかとの指摘について

手引きにある「生計を一にする親族を雇用する場合を除く。」の規定はあくまでも議員個人が政務活動補助する職員を雇用する場合を想定しているものであり、今回の件は県議会の会派である「自由民主党・県民会議」と民間会社である「株式会社K&Kコンサルティング」の業務委託契約であり、指摘は当たらないものと考えます。

また、業務を行っていたA氏は、当会派所属の議員と生計を一にする親族ではないことから、実質的にも規定に該当しないことは明らかであると考えます。

ハ 労働者派遣法に違反しているのではないかとの指摘について

あくまでも県議会内の会派「自由民主党・県民会議」と民間会社である「株式会社K&Kコンサルティング」による業務委託契約であり、労働者派遣法に基づく行為ではないので、指摘は当たらないものと考えます。

また、労務管理及び指揮命令においても、会派は行っておらず、「株式会社K&Kコンサルティング」が労務管理と業務の指揮命令を適宜行っており、業務委託の実態があることから指摘は当たらないと考えます。

ニ 「株式会社K&Kコンサルティング」における本業務委託にかかる収支について

会派より支払われた金額は当該会社の収入になりますが、その収入全額が人件費等で支出されていて、当該会社の本件業務委託にかかる利益は発生していないことを確認しています。

(2) 関係人（自由民主党・県民会議会長）に対する調査結果

自由民主党・県民会議会長に対し、請求人の主張に対する見解を文書により調査した。できる限り回答書の原文に即して記載する。

イ 平成28年8月12日付けで提出された「住民監査請求にかかる資料」について

(イ) 配布資料の1で、「株式会社K&Kコンサルティング」を契約相手先とした経過について説明していますが、A氏の職歴(会派関係分)を教えてください。

(回答)

平成25年11月～ 株式会社エキスパートエージェンシーより派遣され、
会派政務活動費処理の補助業務を行う。

平成26年3月末 株式会社エキスパートエージェンシーを退職

平成26年4月 会派として臨時雇用(社会保険は未加入)

平成26年5月～ 株式会社K&Kコンサルティング社員となり、会派控え室において、委託された業務を行う。

平成28年3月末 株式会社K&Kコンサルティングを退社

(ロ) 配布資料の1で「A氏の給与ベースを上げること、A氏の『社会保険への加入』に対応する必要があったこと」と説明していますが、何故そういう話が検討されるようになったのか、その時期とそのいきさつを具体的に教えてください。

(回答)

平成26年3月頃にA氏より会派役員に対して、現在の手取り給与ベースでは職を辞めたい旨の申し出があり、また同時に、新たな職においても社会保険の加入が必須要件であることの話も受けました。そうした経過を受けて、当時の役員会において、もう一人の事務員B氏も既に辞めることになっていたことから、政務活動費の年間報告を作成する時期に政務活動費の事務処理経験者二人が同時に辞めることは避けなければならないとの判断となりました。既に新たな職場も決まっていた事務員B氏に留まってもらうことは困難であったことと、A氏の事務処理能力の高さは誰もが認めるところでもあったために、A氏に引き続き業務を担って頂けるよう、給与及び社会保険について検討することとなったものです。

(ハ) 上記(ロ)について、その時期にA氏を派遣していた会社と相談等をされましたか。また、相談等をされた場合においては、その内容を具体的に教えてください。

(回答)

派遣会社とA氏の給与増額について交渉したとしても必ず要望が叶う保証もなく、そうした中でじっくりと時間をかけて交渉している時間的な暇がなかったという背景がありました。また、仮にA氏の給与を上げることが派遣会社が認めた場合においても、派遣会社からの会派への請求金額が相当に増額されることが考えられたため、派遣会社とはA氏の件については相談しなかったものです。

(ニ) 何故、A氏を直接雇用せず、業務委託契約としたのか教えてください。

(回答)

会派として直接雇用した場合、給与ベースを上げるという条件を叶えることができても、もう一つの条件であった社会保険については、会派として社会保険に関する事務を行ったことは一度もなく、また、そのような事務を行って得る会派議員のいなかったことから、対応できないと判断しました。よって、二つの条件を叶えて、A氏に政務活動費にかかる業務に携わってもらうための緊急的な対応として「業務委託契約」を採用したものです。

(ホ) 配布資料の2で「業務を行っていたA氏は、当会派所属の議員と生計を一にする親族でない」と説明していますが、何をもって確認しましたか。

(回答)

会派会長として、A氏に直接口頭により確認しました。また、会派議員に対しても会派総会において、口頭により確認しました。

(ヘ) 業務委託契約に係る収入・支出に関して、税理士 佐々木庸雄氏が証明をしていますが、その経緯と同氏に依頼した内容及び理由を教えてください。

(回答)

株式会社K&Kコンサルティングが業務委託契約に関する収入・支出の状況について専門家の観点から整理してもらうために、税理士佐々木庸雄氏に依頼したものと承知しています。

(ト) 業務委託契約に係る収入・支出に関する証明について（以下「証明書」という。）の「社保等」の内訳及び算出根拠を教えてください。

(回答)

株式会社K&Kコンサルティングに確認したところ、次のとおりです。

「社保等」の金額については、毎月の株式会社K&Kコンサルティング負担分の健康保険料、厚生年金保険料、児童手当を合算した金額です。ただし、平成26年5月21日の42,900円及び平成27年6月22日の74,807円の内47,373円は労働保険料です。

(チ) 証明書の「会計事務等委託料」の契約内容及び算出根拠を教えてください。

(回答)

株式会社K&Kコンサルティングに確認したところ、次のとおりです。

A氏の雇用にかかる「会計事務等委託料」であり、委託先から会計事務、年調事務、社会保険事務等委託料として請求を受けた金額です。

なお、株式会社K&Kコンサルティングと委託先とは口頭による契約です。

(リ) 証明書の平成28年分の5月15日、6月15日の支出及び差額累計の内容を具体的に教えてください。

(回答)

株式会社K&Kコンサルティングに確認したところ、次のとおりです。

平成28年5月15日の54,000円は離職票、資格喪失届等にかかる委託料で、平成28年6月15日の86,400円は社会保険全喪届、労働保険廃止届他にかかる委託料です。また、差額の累計については、会計事務等委託料が平成27年3月までの精算方式（年1回払い）から、平成27年4月から

の毎月の請求へと変更されたために一時的に生じた差額の累計です。

- (ヌ) 業務委託契約書第1条②に「会派会長が指定する会派役員の指示に基づく政務活動費の支出」とありますが、配布資料の3で「労務管理及び指揮命令においても、会派は行っておらず、(以下略)」との説明と矛盾していませんか。また、履行確認について、業務委託契約書に明記されていませんが、どのように行っていましたか。

(回答)

矛盾しないと考えています。「会派会長が指定する会派役員の指示に基づく政務活動費の支出」の意図は、「指示に基づく『政務活動費』」、すなわちあくまでも「政務活動費」の支出の前提として会は役員の指示(承認)を受ける必要がある、という意味の記載であり、A氏に対する業務上の指示という意味ではありません。また、政務活動費の支払いに関する履行確認については、交付を受けた各議員が交付を受けた時点でその都度確認しています。

- (ル) 業務委託契約書における、消費税の取扱いはどのようになっていますか。

(回答)

業務委託契約書記載の金額のほかに、別途消費税相当額の支払いはしていません。

- (ヲ) A氏の具体的な業務内容はどのようなものでしたか。また、委託業務の内容について、具体的に記述した仕様書や覚書等がありますか。

(回答)

A氏の業務内容については、業務委託契約書の第1条(委託業務)に記載のとおりであり、具体的な内容については以下のとおりです。

① 毎月の政務活動費の報告書の精査

毎月、各議員より提出される政務活動費の報告書一式について、計算上のミスがないかの確認、記載上のミスがないかの確認、領収証等の添付書類の確認、活動報告と計上額との齟齬がないかの確認等を行い、場合によっては議員本人に確認するものです。

② 精査完了後における政務活動費の支出

精査完了した政務活動費について、会派幹事長及び会派事務局長の承認を受けた後に、各議員に対して支払うものです。

③ 1年分の政務活動費に係る報告書の集計・作成補助

各議員の政務活動費の年間分の集計とともに、会派支出の政務活動費についても集計し、併せて会派としての年間集計を行い、報告書の作成補助をするものです。また、A氏には業務委託契約書第1条①～④の委託業務に基づく上記の業務を行っていただいております、それとは別の仕様書や覚書はありません。

- ロ 手引きの「人件費」において、例に掲げる以外に、委託契約に係る支払に充当できると解釈した考え方を教えてください。

(回答)

手引きにおける「政務活動費の運用についての考え方」において、「人件費」は「政務活動に資するための人件費」と示されています。その趣旨からすれば、政務活動に資する人件費及びそれに関わる費用に最終的に充当されることになる支出も当然に含まれるものと考えます。

手引きにおいては、「人件費」の支出の主な例として、「給料，手当，社会保険料，賃金等」と記載されておりますが、「主な例」「等」とあることから明らかなとおり、これらはいくまでも例示であり、実質的に政務活動に資するための人件費と称する支出については、当然に支出が認められるものと考えます。実際、条例や手引きにおいても、人件費として支出する際の契約形態について、直接雇用に限定する文言は一切ありません。

そして、本件においては、業務委託契約書第3条の記載からも明らかなとおり、委託契約に基づく委託料は、全額、委託業務を遂行する従業員の給料や社会保険料等として支払われることが予定されており、実際に全額、政務活動補助業務に従事した職員の人件費に充てられていました。

したがって、本件において人件費としての支出は当然認められるものと考えています。

ハ 措置請求書に添付されている「株式会社K&Kコンサルティングへの支払一覧表」に係る勤務実態を教えてください。

(回答)

A氏の労務管理は業務委託先である株式会社K&Kコンサルティングにおいて行われており、K&K社において勤務日報により日々の勤務実態を確認したうえで、会派に対する委託料を計算していたと聞いています。

なお、勤務日報は株式会社K&Kコンサルティングにおいて管理・保管されています。

ニ 株式会社エキスパートエージェンシーとの契約内容を教えてください。

(回答)

契約書は添付のとおりです。

3 関係人（株式会社K&Kコンサルティング）に対する調査結果

平成28年9月7日に株式会社K&Kコンサルティングにおいて、以下の事項について調査した（応対者：同社代表取締役〇〇〇〇氏）。その結果、同社には利益が発生していないことを確認した。（別紙2参照）

(1) 平成26年4月30日付けで宮城県議会 自由民主党・県民会議会長と締結した業務委託契約（更新された契約も含む。以下「本件契約」という。）に係る委託料受領の事実について

自由民主党・県民会議が支払った委託料受領の事実について、別紙2のとおり受領していることを株式会社K&Kコンサルティングの銀行預金通帳で確認した。

(2) 本業務遂行の為に雇用した者の勤務実態について

本業務遂行の為に雇用した者A氏の勤務実態について、平成26年5月から平成28年3月まで勤務していたことを雇用契約書及び出勤簿で確認した。

(3) 本業務遂行の為に雇用した者への支払及び本業務遂行の為に発生した経費の支払の事実について

イ 給料及び賞与について、別紙2のとおり社会保険料本人負担分等を控除した上でA氏の銀行預金口座に振り込んだこと及び振込みの際に振込手数料を支払っていることを賃金台帳、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計票及び振込明細票で確認した。

なお、株式会社K&Kコンサルティングには、A氏以外に給与等の支払がないことを給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計票で確認した。

ロ 社会保険料について、別紙2のとおり銀行預金口座から引き落とされていることを株式会社K&Kコンサルティングの銀行預金通帳で確認した。

ハ 労働保険料について、別紙2のとおり納付していることを納付書・領収証書で確認した。

なお、労働保険料において、労働者負担分26,152円を誤って自由民主党・県民会議に請求していたため、返還の途中でであることを確認した。

ニ 社会保険等事務手続手数料について、別紙2のとおり支払われていることを領収証で確認した。

(4) 本件契約の経緯及び内容について

本件契約を締結するに至った経緯及び契約内容について聴取したところ、自由民主党・県民会議の説明と一致した。

第7 判断

本件請求において、監査の対象となる機関は、知事及びその補助執行者である議会事務局であり、調査の対象となる事項は、法及び条例を踏まえて県議会が定めた手引きに規定する用途基準に違反した政務活動費の充当が行われたことにより、県に民法第703条に定める不当利得返還請求権が発生し、それを行使しない知事に「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」が存するか否かである。

したがって、確認された事実を用途基準に照らして、支出に係る自由民主党・県民会議の判断に客観的な合理性が明らかに認められない場合には、法第100条第14項に定める「議員の調査研究及びその他の活動」としての必要性・適法性を認めることができず、不当利得であると解し、知事に「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」

が存するものとして、返還請求の勧告を行う。それ以外の場合は、請求に理由がないと判断する。

以上の観点に立って判断した結果を次に記載する。

1 政務活動費の充当について

(1) 「株式会社K&Kコンサルティングに対する人件費について政務活動費を充当することは、『生計を一にする親族を雇用する場合』と同様であること」について

請求人は、自由民主党・県民会議が、手引きの「Ⅲフロー・記載例等」, 「6会派における政務活動費交付事務の流れ」に記載されている「会派共通経費」として、本件契約の支払いに、条例別表に掲げる人件費を充当したのは違法若しくは不当であると主張しているため、以下3点に区分して判断する。

なお、第6-2-(2)-イ-(ホ)のとおり、自由民主党・県民会議所属議員とA氏には、親族関係はないことが確認されている。

イ 自由民主党・県民会議が、自由民主党・県民会議所属議員の妻が役員である法人への支払に政務活動費を充当することについて

請求人は、自由民主党・県民会議幹事長の妻が唯一の取締役である会社に人件費を支出することは、支出金額の決定について、幹事長としての影響力を行使し、その金額をお手盛りで決め、妻を通じて幹事長が税金を不当に利得している疑いが生ずることから、当該支出は、生計を一にする親族の雇用への支出と同様に、手引きに違反すると主張する。

手引きでは、「Ⅱ政務活動費交付の実務」, 「4支出における留意事項」, 「(1)実費支出の原則」において、「政務活動は、会派又は議員の自発的な意志に基づいて行われるものであることから、政務活動費は、社会通念上妥当と考えられる範囲内であることを前提とした上で、政務活動に要した費用の実費に充当することが原則である。」と定め、併せて、Ⅱ-4-「(2)充当の範囲」においては、「充当する範囲は、政務活動に直接必要とする経費に限られ、たとえ政務活動に使用する場合であっても、議員の私的財産の形成等につながるものには充当できない。」としているところであり、人件費については、Ⅱ-「3政務活動費を充てることができる経費の範囲」, 「(1)経費と内容」, 「①条例第2条 別表と主な例」の「内容」として、「会派又は議員が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費（生計を一にする親族を雇用する場合を除く。）」としている。

このように、手引きには、会派所属議員と生計を一にする親族が取締役を務める会社への、会派からの人件費の支出を禁止する規定はないが、その支出が議員と生計を一にする親族の収入となる場合は、「議員の私的財産の形成等につながるもの」として、手引きⅡ-4-(2)違反となる可能性がある。そこで、本件充当によって、〇〇〇〇氏が収入を得、中山耕一議員の私的財産の形成等につながったかどうかという点について調査を行った。

この点について自由民主党・県民会議は、A氏の希望に沿った雇用条件とするために、本件契約を締結したものであり、株式会社K&Kコンサルティングには利益が発生していない旨の説明をしている。そこで、第6-3のとおり株式会社

K&Kコンサルティングに係る関係人調査を行った結果、本件契約による同社の収入が、本件契約に伴う支出を、1,520円下回っており、中山耕一議員の私的財産の形成等にはつながっていないことを確認した。

以上のことから、本件契約に基づく支出への政務活動費充当が手引きに違反する支出であるとは言えない。

ロ 社会保険料等の事業主負担額に政務活動費を充当することについて

請求人は、社会保険料等の事業主負担額は、株式会社K&Kコンサルティングが負担するべきものであって、政務活動費を充当すべき費用ではないと主張する。

手引きでは、Ⅱ-3-「(4) 用途項目ごとの具体例」においては、「会派又は議員が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費（生計を一にする親族を雇用する場合を除く。）①政務活動を補助する職員を常時又は臨時に雇用（職員の給料、各種手当、社会保険料、臨時職員賃金等）」に該当するとしており、直接雇用した場合は、社会保険料等は政務活動費から支出することとしている。

一般に、サービス提供の原価には人件費が含まれ、この人件費には、従業員の給料や手当に加えて社会保険料等の事業主負担分が含まれる。

例えば、国土交通省が公表している公共事業の設計業務委託等の積算上の設計業務委託等技術者単価は、次に掲げるもので構成されているとしている。

- ① 基本給相当額
- ② 諸手当（役職、資格、通勤、住宅、家族、その他）
- ③ 賞与相当額
- ④ 事業主負担額（退職金積立、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、介護保険、児童手当）

国または自治体が職員を自ら雇用して事業を実施する場合に、雇用した職員に関して負担すべき費用について、請負代金の構成要素として算入しているものであって、請け負う法人が負担する法定福利費についても契約金額の一部とするのである。

本件契約も、これと同様の考え方によって社会保険料等の事業主負担額を経費として算入してサービス提供の対価を決定したものと考えられる。

したがって、株式会社K&Kコンサルティングが支払った事業主負担額相当額に政務活動費を充当することについては、明らかに手引きに違反するとは言えない。

ハ 職員に係る社会保険等事務手続手数料に政務活動費を充当することについて

請求人は、社会保険等事務手続手数料について、そもそも従業員の社会保険事務は、会社が当然負担すべき業務であって、政務活動費を充当すべき費用ではないと主張する。

社会保険事務等については、事務担当者を直接雇用し、社内で処理する場合もあり、アウトソーシングで処理する場合もあるが、いずれの場合もその経費は、企業がサービス提供の対価を決める際の原価に算入するのが一般的である。

本件契約もこのような考え方で社会保険等事務手続手数料を経費として算入してサービス提供の対価を決定したものと考えられる。

なお、株式会社K&KコンサルティングがA氏以外にも従業員を雇用していたとすれば、社会保険等事務手続手数料の全額を自由民主党・県民会議との契約額に算入することは不適切であるが、第6-3のとおり株式会社K&Kコンサルティングに係る関係人調査を行った結果、同社の従業員はA氏1人であったので、全額算入が不適切とは考えられない。

したがって、株式会社K&Kコンサルティングが支払った社会保険等事務手続手数料に政務活動費を充当することについて、明らかに手引きに違反するとは言えない。

(2) 「株式会社K&Kコンサルティングから職員の派遣を受けることは労働者派遣法に違反すること」について

請求人は、本件契約は、労働者派遣契約であり、同社は、一般労働者派遣事業の許可を受けず、特定労働者派遣事業の届出も行っていないことから、当契約は違法であって、これに政務活動費を充当することは違法であると主張する。

一方、自由民主党・県民会議は、株式会社K&Kコンサルティングとの業務委託であると主張している。

本件契約が、労働者派遣契約に該当するかどうかは、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区別に関する基準（昭和61年4月17日労働省告示第37号）」に基づき判断することになる。

しかし、本件契約については、現段階では裁判所や労働局が労働者派遣契約であると判断しているなど明確に労働者派遣契約と判断できる状況にはないこと、また、契約の両当事者が、業務の指揮命令は自由民主党・県民会議ではなく株式会社K&Kコンサルティングが行っていたと主張していることから、監査委員としては、労働者派遣契約であることを前提として労働者派遣法に違反するか否かの判断をすることは相当でないと考える。

さらに、「労働者派遣法は行政取締法規であり、同法違反の行為には、厚生労働大臣による勧告や公表の行政措置が講じられるにとどまるのであり、また派遣労働者保護の必要性の観点からすれば、そのことによって直ちに、本件請負契約や上記労働者派遣契約が労働者派遣法により公序良俗に反して無効となるものではない。」

(平成25年1月25日 名古屋高等裁判所判決)とされているところであり、仮に本件契約が労働者派遣契約に該当し、労働者派遣法に違反するとしても、そのことをもって直ちに契約が無効になり、本件支出が法的根拠を失うものではないと考えられるので、自由民主党・県民会議に民法第703条にいう「法律上の原因なく」不当利得が生じているとは言えない。

以上のことから、本件契約に基づく支払いに、政務活動費（人件費）を充当したことについては、使途基準に反して明らかに違法であるとまでは言えない。

したがって、請求には理由がないので棄却する。

2 利息の支払いについて

請求人の主張は、宮城県知事措置請求書での「政務活動費の返還を求めるだけでなく、手引きの規制を潜脱したという事案の悪質さに鑑みて自由民主党・県民会議に対して政務活動費の充当時からの利息の支払いも求めるべきである」とする附帯請求である。

これまで述べたとおり、自由民主党・県民会議において規制を潜脱したと認めることはできず、請求権者である県が、自由民主党・県民会議に対して政務活動費の返還を求めるべき証拠はないことから、不当利得返還の義務に伴って、遅延損害金が生じているとは言えない。

したがって、請求には理由がないので棄却する。

付言－議会に対する要望

政務活動自体は議員個人の問題意識に基づき自由な活動が認められるものであり、一方でそれらに政務活動費を充当することについては、原資が公金である以上、一定の制約があると言わざるを得ない。会派等において政務活動費充当の妥当性について説明責任を果たすことが求められる。

したがって、議会及び会派等におかれては、以下の取組をされるよう引き続き要望する。

- 1 議会においては、政務活動費の使途に関して県民に疑念を抱かれることのないよう、議員の自由な政務活動とのバランス等も考慮した上で、議会改革推進会議の議論を通じて、政務活動費に係る制度及び運用に係る改革をさらに推し進めること。
- 2 会派等においては、政務活動費の原資が公金であること及び会派は所属議員に対して審査や指導を行う立場にあることを再認識し、収支報告書の作成も含め、一般県民の視点に立った説明責任を強く意識すること。また、政務活動費の執行に当たっては、仮にも税金の不当な利得や法令違反を疑われることのないよう、条例及び手引きとの整合性はもとより、関係法令の遵守についても十分に配慮し、民主主義の実現に資する制度の趣旨に則り、適正かつ有効に活用すること。